

調 査 の 概 要

1 調査の目的

この調査は、全国の社会福祉施設等の数、在所者、従事者の状況等を把握し、社会福祉行政推進のための基礎資料を得ることを目的とした。

2 調査の対象及び客体

施設票：「調査対象施設・事業所一覧」のうち施設(82種類)を対象とし、その全数(休止中を含む。)を客体とした。

障害福祉サービス等事業所票：障害者自立支援法による障害福祉サービス事業所(15種類)及び相談支援事業所を対象とし、その全数(休止中の事業所を含む。)を客体とした。

	1) 調査対象施設・事業所数	2) 回収施設・事業所数	3) 集計施設・事業所数	回収率(%)
施設票				
生活保護法による保護施設	298	298	297	100.0
老人福祉法による老人福祉施設	5 263	4 890	4 858	92.9
障害者自立支援法による障害者支援施設等 4)	4 285	3 776	3 764	88.1
旧身体障害者福祉法による身体障害者更生援護施設 5)	543	499	498	91.9
旧知的障害者福祉法による知的障害者援護施設 5)	2 196	2 003	2 001	91.2
旧精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による精神障害者社会復帰施設 5)	555	505	504	91.0
身体障害者福祉法による身体障害者社会参加支援施設	351	340	337	96.9
売春防止法による婦人保護施設	48	48	47	100.0
児童福祉法による児童福祉施設	33 737	31 976	31 623	94.8
(再掲)保育所	23 118	21 754	21 681	94.1
母子及び寡婦福祉法による母子福祉施設	64	64	63	100.0
その他の社会福祉施設等	7 367	6 423	6 351	87.2
障害福祉サービス等事業所票				
障害福祉サービス等事業所	31 847	26 395	25 507	82.9

- 注： 1) 施設の種類の別内訳は参考表「施設の種類の別調査対象施設数」を参照。
 2) 回収施設・事業所数は調査対象施設・事業所数から未回収等の施設・事業所を除いた数である。
 3) 集計施設・事業所数は回収施設・事業所数のうち活動中の施設・事業所数である。
 4) 障害者自立支援法による障害者支援施設等である「障害者支援施設」「地域活動支援センター」「福祉ホーム」をいう。
 5) 障害者自立支援法の施行に伴い、経過措置による旧法(身体障害者福祉法、知的障害者福祉法、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律)の施設である。

3 調査の時期

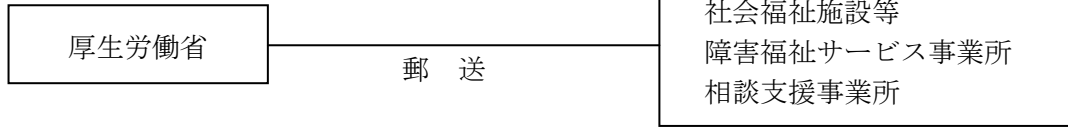
平成 22 年 10 月 1 日

4 調査事項

施設票：施設の種類、施設名、所在地、設置・経営主体、定員、在所者の状況、従事者の状況等

障害福祉サービス等事業所票：事業所の種類、事業所名、所在地、経営主体、サービスの種類と提供状況、従事者数等

5 調査方法及び系統



※調査方法及び系統について

調査票の配布・回収は、平成 20 年調査までは、社会福祉施設等については都道府県・指定都市・中核市が実施し、障害福祉サービス事業所及び相談支援事業所については厚生労働省から郵送で実施していたが、平成 21 年調査よりすべての調査票を厚生労働省が委託した民間事業者からの郵送に変更した。

6 結果の集計

結果の集計は、厚生労働省大臣官房統計情報部で行った。

7 利用上の注意

(1) 表章記号の規約

計数のない場合	—
統計項目のあり得ない場合	・
計数不明又は計数を表章することが不適当な場合	…
表章単位の 1/2 未満の場合	0.0

(2) 回収施設・事業所のうち活動中の施設、事業所について集計した。

(3) この概況に掲載の数値は四捨五入しているため、内訳の合計が「総数」にあわない場合がある。

調査対象施設・事業所一覧

生活保護法による保護施設 救護施設 更生施設 医療保護施設 授産施設 宿所提供施設	旧知的障害者福祉法による知的障害者援護施設 知的障害者入所更生施設 知的障害者通所更生施設 知的障害者入所授産施設 知的障害者通所授産施設 知的障害者小規模通所授産施設 知的障害者通勤寮 知的障害者福祉工場 旧精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による精神障害者社会復帰施設 精神障害者生活訓練施設 精神障害者福祉ホーム(B型) 精神障害者授産施設(入所) 精神障害者授産施設(通所) 精神障害者小規模通所授産施設 精神障害者福祉工場	売春防止法による婦人保護施設 婦人保護施設 児童福祉法による児童福祉施設 助産施設 乳児院 母子生活支援施設 保育所 児童養護施設 知的障害児施設 自閉症児施設 知的障害児通園施設 盲児施設 ろうあ児施設 難聴幼児通園施設 肢体不自由児施設 肢体不自由児通園施設 肢体不自由児療護施設 重症心身障害児施設 情緒障害児短期治療施設 児童自立支援施設 児童家庭支援センター 小型児童館 児童センター 大型児童館A型 大型児童館B型 大型児童館C型 その他の児童館 児童遊園	母子及び寡婦福祉法による母子福祉施設 母子福祉センター 母子休養ホーム その他の社会福祉施設等 授産施設 宿所提供施設 盲人ホーム 無料低額診療施設 隣保館 へき地保健福祉館 へき地保育所 有料老人ホーム 障害者自立支援法による障害福祉サービス等事業所 居宅介護事業所 重度訪問介護事業所 行動援護事業所 療養介護事業所 生活介護事業所 児童デイサービス事業所 重度障害者等包括支援事業所 相談支援事業所 共同生活介護事業所 共同生活援助事業所 短期入所事業所 自立訓練(機能訓練)事業所 自立訓練(生活訓練)事業所 就労移行支援事業所 就労継続支援(A型)事業所 就労継続支援(B型)事業所
老人福祉法による老人福祉施設 養護老人ホーム(一般) 養護老人ホーム(盲) 軽費老人ホーム A型 軽費老人ホーム B型 軽費老人ホーム(ケアハウス) 老人福祉センター(特A型) 老人福祉センター(A型) 老人福祉センター(B型)	生活保護法による保護施設 救護施設 更生施設 医療保護施設 授産施設 宿所提供施設 障害者自立支援法による障害者支援施設等 障害者支援施設 地域活動支援センター 福祉ホーム	身体障害者福祉法による身体障害者福祉センター(A型) 身体障害者福祉センター(B型) 障害者更生センター 補装具製作施設 盲導犬訓練施設 点字図書館 点字出版施設 聴覚障害者情報提供施設	旧身体障害者福祉法による身体障害者更生援護施設 肢体不自由者更生施設 視覚障害者更生施設 聴覚・言語障害者更生施設 内部障害者更生施設 身体障害者療護施設 身体障害者入所授産施設 身体障害者通所授産施設 身体障害者小規模通所授産施設 身体障害者福祉工場